

はじめに

当消防本部では、平成26年4月から防火対象物に対する違反是正に真剣に取り組んだ結果、約1年半で、当時246件あった「重大違反を有する特定防火対象物」のうちの236件が是正される（残り10件については全て命令済み）という成果を残した。

ここでは、当消防本部が旧体制から脱却するため、どのように戦い、その取組みを通して今日のように思うのか、そして、次に目指すべきはどのような姿なのかについて記したい。

契機となった違反処理

契機となったのは、平成24年12月にあった危険物施設関係者からの公益通報だった。これによって、同事業所における無許可貯蔵と取扱基準違反が明らかとなり、一次措置として命令を行った。

今でこそ、この類の違反は「違反調査→口頭命令→命令書交付→公示」を即日処理できる機動力を身に付けているが、当時は1週間もかかって命令書を交付した。

しかし当時の担当者の感想は、「火災調査書類を作るより簡単」だった。なぜなら、全体についての記録が必要な火災調査と違い、違反調査では違反箇所のみを記録すれば良かったからである。

平成24年度末、危険物規制規則の改正によって、危険物流出事故防止対策措置未実施違反（地下貯蔵タンク）として122施設が該当することとなった。

この122施設をどうしていくか、という判断において、当消防本部は前述の違反処理経験を踏まえ「違反処理を使って全て是正させる」ことを選択し、本部予防課の担当者2名で警告以上の手続きを行い、翌年全てが是正された。

予防消防の復権

2人の合言葉は「Machine」

情を捨て、マシンになることに徹した1年だった。

防火対象物へのチャレンジ

平成25年度、本部予防課が危険物施設の設備違反に対する違反処理実務を行う中、幸運にも消防庁による複数の事業（弁護士相談、政令市での実務研修）が開始され、また、消防大学校では違反是正特別講習が行われた。

こうした複数の事業を通して、自らの考え方や手法の「答えあわせ」をすることで、「間違っていない」「政令市と同等のことができている」という自信や、「実況見分の記録は作文形式である必要は全くない」という気づきを得ることができ

たのである。

実務研修から持ち帰ったことは、知識や技術ではなく、「警告は所詮、行政指導」であり「特定防火対象物に対しては徹底的に対応する」ことや、「告発まで想定して取り組む」といった「精神」であった。

このように、本部予防課の危険物担当が署に先んじて取り組んだ違反処理によって得たノウハウと自信、そして政令市から持ち帰った精神をもって、いよいよ平成26年度は防火対象物への違反処理にチャレンジすることになるのである。

違反処理移行基準の策定

当消防本部の防火対象物に対する査察体制は、およそ消火器設置義務以上の防火対象物を

第1種から第3種までの種別に分けた定期査察方式を採用しており、そのうち、自動火災報知設備設置義務以上の防火対象物に対する査察は各署の予防係(毎日勤務)が行っている。

なお、予防係員の人数は署の規模によって異なるが、4署合わせて20人(係長を含む)となっており、関係者とのトラブルを防止するため、また、車で移動する関係上、原則2人1組の全8ペアに分かれて違反処理まで行っている。

重大違反を有する246件もの特定防火対象物に対して違反処理を用いた違反是正を行うにあたり、人員は増やしていない。違反処理規程等の既存例規も一切手を加えていない。また、定期査察、訓練指導、着工届審査、消防検査、住宅防火対策等といった予防係としての通常業務も当然継続した。

新たに加えたことは、査察方針の中で、246件全てに対し年度内に警告以上の措置を行うよう



平成26年度の取組みを通して 今思うこと

岐阜市消防本部予防課 藤井浩平

明記したことと、「違反処理移行基準」を定め通知したことだけである。

ここで、当時の違反処理移行基準の主な内容を紹介する。

(1)違反処理対象となる違反を次のように定めた。

- ア 特定防火対象物における重大違反
- イ 甲種防火管理者未選任
- ウ 重大な避難障害(即時命令)
- エ 危険物無許可貯蔵(即時命令)
- オ その他査察方針で定める違反

(2)設定期間、履行期限の上限を設けた。

当消防本部では通知書と警告書の間に「勧告書」を用いているが、重大違反等に係る行政指導は勧告から開始することとし、通知書を省略した。

そして、勧告に係る改修計画報告書の提出の有無、また、その内容にかかわらず、重大違反については勧告から警告までの期間(設定期間)を3カ月とし、履行期限については違反処理標準マニュアルを参考に6カ月以内の範囲で事案ごとに決定することとした。

これによって、例えば延面積500㎡規模の雑居ビルにおける自動火災報知設備未設置違反の場合は、覚知(勧告)から命令まで6カ月で移行することになったのである。

(3)停滞事案は「みなし要請」として扱う。

違反処理規程の中に「予防課員の派遣要請」が規定されているが、設定期間又は履行期限到来後に予定どおり上位措置へ移行できなかった事案については「署長からの要請」があったもの

❌ 違反是正

とみなし、危険物の分野で署に先んじて違反処理を行ってきた本部予防課員が違反調査を行い、本部予防課員が起案の後、管轄署の合議を経て管轄署長名で警告書等を発行することとした。

「機械的に」それは違反処理体制構築の成否を左右する最重要事項であり、今でもそこに最大の意識を注いでいる。

動き始めた違反処理体制が、ここで生じるほんの少しの綻びによってあっという間に崩壊し、旧体制に逆戻りしてしまうことは容易に想像できるからだ。

違反処理移行基準の狙いはチームとしての規律の保持であり、「徹底的に是正させるべきターゲット」を決め、「スピード感」ある違反是正を否が応にも「機械的に」実行するための流れを作ることにあった。

周到な準備の必要性

違反処理の第一歩を踏み出すために当消防本部が周到な準備をしたかということ、決してそうではない。違反処理移行基準によって、ターゲットを決めただけである。

取組みにおいて大事にした点は、「遅しく。とにかくやってみる」だった。

仮に周到に準備して、あらゆる事態を想定してルールを敷いたとしても、実行する前に敷いたルールが、当消防本部の実態に適したものとなっているかどうかは、結局のところ、実行してみなければ分からないからである。

「必ずやり遂げる」という決意のもと、違反処理標準マニュアルを頼りに、何も無いところをまず歩いてみる。道は自ずとできる。そこに後からルールを整備していく。という姿勢で、当時無謀とも言われた壮大なチャレンジは始まった。

職員の意識の変化

違反処理体制開始当時の周囲の声は否定的だった。

「そこまでやる必要があるのか」「本当にできるのか」と、取組み自体を疑問視する声が多かった

が、当消防本部の予防担当者は黙々と違反と向き合った。

そして、全予防担当者による違反是正への真剣な取組みとその成果は、当消防本部自体に対しても「消防の強さ」を示した格好となり、現在は「よくやった」「将来は日勤の予防係になりたい」など、予防という業務が脚光を浴び、その評価は一変した。

なぜ、命令をためらわないのか

消防組織法第6条には「消防を十分に果たすべき責任を有する」と消防責任が規定されている。

違反処理と言っても、警告までは市民(利用者)には何も表現できていない状態だ。

ところが、命令はこれに公示義務が付随するため、公示による危険の周知によって、初めて利用者に具体的な働きかけができることになる。

「十分な消防責任」とはあくまで是正だが、当消防本部では、公示による危険の周知こそ我々が果たすべき最低限度の消防責任であると考えているため、命令までは足踏みすることなく機械的に移行している。

順序を入れ替える

違反処理を進めるための考え方は簡単だ。順序を入れ替えるだけでいい。

従来は、時間をかけた指導の先に命令があるのだらうと考えられていたが、今は命令後の説得に時間をかけている。

消防のリズム、テンポで短期間のうちにふるいにかけて、最低限度の消防責任を果たしたうえで、それでも残った少数に対し、告発を視野に入れて粘り強く説得を繰り返すという考え方だ。

命令という消防の作為義務が果たされているからこそ、時間をかけることが許される領域に入るのだ。

それでも火災は発生する

「火災ゼロを目指す」と言われるが、実際そのスローガンが現実的だとは思わない。

火災が発生するから自動火災報知設備をはじ



公示の一例

※命令へ移行した事案は全体の約1割。裏を返せば9割が命令前には是正されたことになる。

めとする消防用設備等の設置維持が義務付けられ、消防訓練等の防火管理が義務付けられている。

つまり、消防法は火災の発生を前提としており、決して火災ゼロを目指す法律ではない。

違反処理を使わなくても、時間をかければ是正される事案も当然あるだろうが、私たち予防担当者の任務は「危険の排除」「被害の未然防止(軽減)」であり、チンタラ時間をかけて取り組むことが許されるものではないはずだ。

当消防本部は「それでも火災は発生する」ことを念頭に、ターゲットに対する「スピード感」を信条とした違反是正を行っている。

違反処理を阻害するものは何か

違反処理が進まない理由として次のようなことが言われている。

○忙しくて時間がない

○人がいない

○規程がない

○基準がない

○経験がない

○関係部局の協力がない

○組織や幹部のバックアップがない

無い物尽くしだ。違反処理を始めることなど不可能なくらい環境が悪い。

本当にそうだろうか。

先にも書いたが、当消防本部は「ターゲットを決めた」だけである。

○通常業務をこなしながら1ペア当たり平均30件、最多で55件の違反是正を完遂した。

○たとえ規程や要綱がなくても(不十分でも)組織法第1条がある。

○違反処理標準マニュアルを見れば、手法が書かれている。

○法的疑問は弁護士相談事業が解決(後押し)

❌ 違反是正

してくれる。

○他都市には成功事例、失敗事例がある。

環境を理由にして、無い物を新たに作ることに時間とエネルギーを費やすのではなく、「実は全部ある」「いつでも開始できる状態にある」ということに気付き、受け止めるべきだろう。

当消防本部も数年前までは例外ではなく、「政令市だからできるのだ」「是正が目的であって違反処理が目的ではない」と言い続けてきた。

「是正が目的であって～」は確かに正論だ。今でこそこの言葉を正しく使える消防本部になったが、当時は「やらずに済ますための言い訳」として使っていた。

本当は、次に示すものこそが違反処理を阻害し続けてきた(阻害し続けている)真の要因であり、日本消防全体が抱えるこの問題の本質である。

○「金がない」への同情

○訴訟や場外乱闘への不安

消防はこれらの要因、つまり、自身の弱さによって一步を踏み出せない現実を、立入検査実施数など他の数字でカムフラージュしてきたのだ。

「同情」という壁を乗り越える

名宛人が高齢である場合や、是正できない旨を涙ながらに訴える場合など、担当者はどうしても同情の壁に突き当たる。

これをどのようにして乗り越えるか。

実際に当消防本部の予防担当者がどのようにして乗り越えたのか。

それは消防法と組織法のそれぞれ第1条に何を書いてあるかを繰り返し確認することでしかない。

私たちは「国民(市民、つまり利用者や付近住民)」を守るための消防人であり、決して事業者の経営や生活を守るために制服を着ているわけではない。

例えば、「金銭的困難」について考えてみる。

その金銭的な窮状は、私たち予防担当者が原因かというと断じてそうではない。私たちが指導

する以前から「金がない」のだ。

名宛人はあたかも消防が原因で窮状に陥っているかのように主張してくるが、そこに負い目を感じる必要は全くない。

実際246件の違反是正を行った結果、11件が廃業した。これに、命令違反として残っている10件を加えたものを「本当に金がなかった事例」とした場合、その割合は1割にも満たない。

246件全ての名宛人が例外なく「金がない」「不景気だ」と言ったが、他の225件は「実は金があった」のだ。

彼らの言う「金がない」とは「お前たち消防に使う金はない」という意味だ。

これに惑わされることなく、命令、告発までやってみなければ「本当に金がない」かどうかは分らない。

当消防本部が命令までノンストップで移行する理由はここにもある。

訴訟や場外乱闘の不安を乗り越える

名宛人の中には「裁判で徹底的に戦うぞ」「消防にいじめられているとマスコミに言うぞ」「市長や議員に言うぞ」「消防署に火を付けに行くぞ」「首を吊るしかない」など、様々な言葉で予防担当者に圧力をかけてくる者がいる。

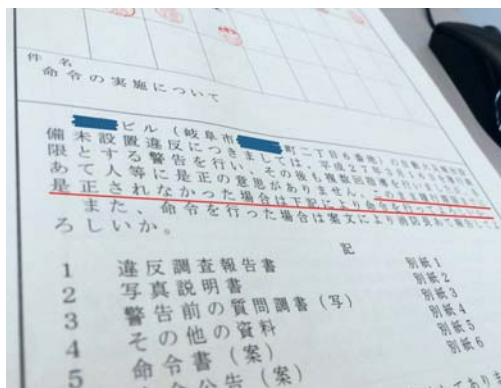
こうした訴訟や場外乱闘への不安は「絶対に負けない」という裏付けによって乗り越えてきた。つまり、「丁寧な違反調査」を前提として「弁護士相談事業」を活用し、消防の正当性を裏付けておくのである。

これができていれば、あとは担当者個人や組織自体のガッツに委ねられることになる。

名宛人と消防、それぞれの戦術

名宛人は「消防や行政に対する不満」「ルールや制度に対する不満」「財務窮状の訴え」を様々な言葉で消防職員に浴びせ、それを繰り返すことによって消防が諦めることを狙っている。過去、当消防本部もこの術中にはまり流され続けてきた。

これに対し消防は「それでも是正してもらおうし



事前決裁の実例

※期限到来後の速やかな移行が可能になる。

かない」と、徹底的なディフェンスを繰り返す必要があるだろう。相手の主張に流されことなく、消防のゆるぎない姿勢を示し続けることで、「何を言っても無駄か」と逆に相手が諦めれば是正されることになる。

違反処理の必要性

では、なぜ違反処理が必要なのだろう。

それは、「ディフェンスだけでは勝てない」場合があり、また、「危険は待てくれない」からだ。

履行期限を定めた警告、命令(公示)そして告発を用いて消防も攻めに転じることで、効率的に是正へと導くことができる。

違反処理は是正手段の一つに過ぎない。しかし、この手段があることによって、違反に対する真剣勝負が可能になり、真剣勝負の姿勢が関係者の心理に好影響を与えていることは間違いない。

違反処理がなければ、本当の意味での粘り強い指導は成り立たないのだ。

履行期限と事前決裁

期限内に是正されそうにない場合は、その期限内に上位文書発行の事務手続きを済ませておくよう、違反処理移行基準の中で定め運用している。

「期限までに是正されなかった場合は命令してよろしいか」という起案である。



告発記事

※組織的・均一的取組みの集大成。全予防担当者の総力によるものである。

違反処理の結果

平成26年度に対象とした対象物数(件)		違反処理実施数	是正率
重大違反	246	警告 115 命令 45 告発 1	96%
甲種防火管理者未選任	34		100%
無許可貯蔵	4		100%
地下タンク措置	29		100%
その他所属方針	63		100%
合計	376		97%

※即命令対象となるほどの避難障害事案はなかった。

平成28年度は法第8条の2の4違反の全てが対象。「未設置」「未選任」「避難障害」の是正が3本柱である。

このように事前決裁を取っておくことで、いつでも警告や命令ができる状態となり、例えば履行期限直前になって着工届が提出されたため命令を留保した場合であっても、その後の進捗状況によっては迷うことなく命令を行うことになる。

履行期限は名宛人のみに課せられた期限ではなく、私たち消防職員にとっても、是正の目標となる期日であり、事務手続きの履行期限なのだ。

取組みの成果

全予防担当者の総力を挙げた取組みの成果は上の表のとおりだ。

重大違反について100の警告、23の命令を経た先に、集大成として告発を行うなど、管内の全てを対象として、均一的かつ組織的に取り組ん

❌ 違反是正

だ末に大目標は達せられた。

成功の秘訣は緻密さではなく、むしろ重機のような「破壊力」だった。

更なるチャレンジ

ここに至るまでは各部署で様々な苦労があった。

しかし、旧体制から脱却し、「強い消防」を取り戻すためには必要な過程だっただろう。平成26年度の予防担当者は皆、違反対象物とその関係者、そして自身が抱える「同情や不安」から逃げずに戦い抜いたファイターだった。

当消防本部はこの努力と成果を忘れず、この年に培った精神とノウハウを絶やすことなく継続し、風土として根付かせ、「スピード感」と「機械性」をチームカラーとして定着させなくてはならない。

これは246件の重大違反を是正させること以上に長期的な取組みが必要であり、最も困難な課題であると考えている。

手始めに平成27年度は、違反処理移行対象となる違反を、特定防火対象物における消防用設備等未設置違反(消火器、非常警報器具を除く)に拡大した。

また、違反処理移行基準の内容を違反処理規程に格上げし、当消防本部にとって、やって当然の「通常業務」として位置付けようとしている。

違反是正に係る実務研修を受講し、政令市との差は担当者個人の「自立案」にあると気づいた。当消防本部には、まだ伸びしろが残されている。

奏功事例

平成26年度の実施の中で、警告により自動火災報知設備を設置させた雑居ビル(地下1階/地上6階建/延478㎡)がある。所有者が県外に住んでいることなどから、少々手を焼いた事案だったと記憶している。

是正の約半年後、地下の飲食店厨房から出火したが、自動火災報知設備が鳴動し、消火器を用いた初期消火が行われた結果、焼損表面積約3㎡(事後通知)と被害を比較的小規模に抑える

ことができた。

もし、守るべき市民を見誤り是正させていなかったとしたら、利用者の命は守れなかったかもしれない。当ビルの違反是正を担当した職員に事後通知の旨を伝え、「よかった。消防隊でなくても災害活動した気分です」とのことであった。

私たち予防担当者は、名宛人等から悪態を浴びせられることはあっても、市民から「あのビルに自動火災報知設備を設置させてくれてありがとう」などと感謝されることはない。市民からの感謝の言葉は、災害現場で活躍する消防隊が頂戴する。

「曲突徙薪^{きょくとつしん}」それで良いのである。

予防消防の復権

火災に対する消防力は消防の3要素と言われる「人・水利・装備」だ。

予防についてはどうだろう。査察は人対人であり、この「人」たる予防担当者が、知識、経験、閃き、度胸、逞しさ、考える力、責任感等をもって、困難から逃げず、消防の姿勢を関係者に示し続けることが求められる。

つまり、予防にとっての消防力とは「人間力」に他ならない。

火災発生後に当該火災と戦うのが消防隊であるならば、火災発生前に人(違反)と戦うのが予防担当者であり、主戦場こそ異なるが、両者の業務は共に消防の「現場」だ。

今、世代交代の端境期にあつて、知識、技術の伝承が声高に叫ばれている。

そんな中、伝承してはならないものが予防にはある。それは「困難から逃げる技術」である。

市民を見誤り、不当な主張への敗北を続けてきた歴史を断ち切り、市民や関係者に対してだけでなく、若手職員に「強い消防」を示し、査察をやりがいと達成感ある業務に変えることで、「予防消防の復権」を果たすのは今だろう。

違反処理に必要なもの

違反処理を阻害しているものについては先に記したとおりだ。では、違反処理の第一歩に必



予防担当者

※平成28年度の査察方針について意見を交わした後で。この笑顔の奥に、来期も闘志を宿せるか。

要なものは一体何だろう。当消防本部は今そこにある物を使い、何もないところから、何も変えずに取り組み、100を超える歩みを残した。

知識や技術は自ずと身に付いた。

これまでの道のりを振り返り、その足跡通りに違反処理規程を改正することで、岐阜スタイルを完成させようとしている。

本当に必要なものは目に見えるものではない。

- 生活や経営を奪う「非情さ」
- 第1条を根拠とする消防人としての「自覚」
- 少々の失敗を恐れない「逞しさ」
- 逆風に向かう「勇気」
- 新たなことへの「チャレンジ精神」
- 迷いや不安を乗り越えたうえでの「決断」
- 「必ずやり遂げる」という「決意」

私たちはFireFighterだ。逞しく勇敢なファイターだからこそ、消防署見学に訪れる子供たちは憧れ、市民は期待してくれる。

本当に必要なものは、つまり、「Heart」であり、担当者の熱意と幹部の理解なのだ。

幹部の理解は、担当者のみならず熱意、そして不退職の決意によってしか獲得することはない。また、そうした担当者たちが現れた時こそ、大幹部は、後輩にやりがいある未来の職場を残すため、その骨を拾う覚悟を決め背中を押していただきたい。

当消防本部には幸いにも、その両者が揃っていた。

平成26年度を戦い終えた担当者の1人はある日、実感を込めて筆者にこう言った。

「違反処理はどの本部でもできるんです。やるか、やらないか。差はただそれだけなんだと思う。」

最後に当消防本部の違反処理体制の構築について、ご支援いただいた関係各位に厚く御礼申し上げます。